

E i w a N e w s

平成27年度税制改正案の概要

平成27年1月
(No. 114)

謹んで新春のご祝詞を申し上げます。

昨年中は格別のご厚情にあずかり、心より御礼申し上げます。

皆様のますますのご発展を祈念しますとともに、本年も一層のお引き立てを賜りますよう、
お願い申し上げます。

さて、昨年12月30日に平成27年度税制改正大綱が発表されました。

本大綱には、デフレ脱却・経済再生を目的とする法人実効税率の引下げと課税ベースの拡大等、
東京一極集中の是正や若い世代の結婚・子育ての希望の実現等を通じた地方創生に向けた措置が
盛り込まれています。

今回は、平成27年度税制改正大綱のうち主な項目をご紹介します。

[1] 法人税

(1) 法人税率の引き下げ

平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率を以下のように引き下げます。

区 分		現 行	改 正 案
普通法人		25.5%	23.9%
中小法人	所得金額 年800万円以下	15%	15%(2年延長)
	800万円超	25.5%	23.9%
公益法人等	所得金額 年800万円以下	15%	15%(2年延長)
	800万円超	19%	19%(2年延長)

(2) 欠損金の繰越控除

中小法人等を除き、翌事業年度以後の所得から控除することができる欠損金の控除限度額が
以下のように制限されます。

また、繰越期間が9年から10年に延長されます。

事業年度	現 行	改 正 案
平成27年4月1日から 平成29年3月31日までの間に開始	繰越控除前の所得金額の	
	80%相当額	65%相当額
平成29年4月1日以後に開始	繰越控除前の所得金額の	
	80%相当額	50%相当額
	繰越期間	
	9年	10年

(3) 受取配当等の益金不算入

益金不算入の対象となる株式等の区分及び益金不算入割合について、以下のように見直しが行われます。

この改正は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

現 行		改 正 案	
区 分	不算入割合	区 分	不算入割合
完全子法人株式等（保有割合100%）	100%	完全子法人株式等（保有割合100%）	100%
関係法人株式等（保有割合25%以上）	100%	関連法人株式等（保有割合1/3超）	100%
		その他の株式等（保有割合5%超1/3以下）	50%
上記以外の株式等（保有割合25%未満）	50%	非支配目的株式等（保有割合5%以下）	20%

[2] 所得税

(1) 住宅取得等に係る措置についての適用期限の延長

いわゆる住宅ローン控除などの住宅取得等に係る措置については、適用期限が平成31年6月30日まで延長されます。

[3] 贈与税

(1) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

受贈者（20歳以上50歳未満の個人）の結婚・子育て資金の支払に充てるため、贈与者（受贈者の直系尊属）が金銭等を金融機関に信託等した場合には、受贈者1人につき1,000万円（結婚費用は300万円を限度）までについては、贈与税が課税されません。

平成27年4月1日から平成31年3月31日までに拠出されるものに限り適用されます。

(2) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の見直し

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置は、適用期限が平成31年6月30日まで延長され、住宅用家屋の取得等に係る対価の額等に含まれる消費税の税率が10%の場合には最大3,000万円まで、消費税の税率が10%以外の場合には最大1,500万円まで、非課税限度額が拡充されました（住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間に応じて、非課税限度額が定められています。）。

この改正は、平成27年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

[4] 消費税

(1) 消費税率の10%への引上げ時期の変更

消費税率の10%への引上げは平成29年4月1日より行われ、軽減税率については、平成29年度からの導入を目指して早急に具体的な検討（対象品目等）が進められます。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊社事務所までご連絡くださいますよう、よろしくごお願い申し上げます。